

総社市介護予防拠点施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年8月29日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第24号

総社市介護予防拠点施設条例施行規則の一部を改正する規則

総社市介護予防拠点施設条例施行規則（平成17年総社市規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（開館時間及び休館日）</p> <p>第2条 施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、市長の承諾を得て、これを変更することができる。</p> <p>（1）開館時間 午前<u>9時</u>から午後<u>4時30分</u>まで</p> <p>（2）休館日</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>日曜日</u></p> <p>ウ 略</p>	<p>（開館時間及び休館日）</p> <p>第2条 施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。</p> <p>（1）開館時間 午前<u>8時30分</u>から午後<u>5時</u>まで</p> <p>（2）休館日</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>さんあいの家は日曜日，ひだまりの家は水曜日</u></p> <p>ウ 略</p>

附 則

この規則は、平成26年9月1日から施行する。